

## 平成29年度予算要求基準

平成29年度予算編成は、別紙「平成29年度予算編成方針」に基づいて行います。予算要求については、次の予算要求基準に基づいて行ってください。

### 1 当初予算区分

予算区分は、「経常的経費」と「政策的経費」に分類します。

#### (1) 経常的経費

- ① 政策的経費以外の経費
- ② 経常的経費に係る特別会計繰出金

#### (2) 政策的経費

原則第8期実施計画でA又はAB採択となっている事業のうち、平成29年度予算を伴う経費とします。

その他、以下の事業も政策的経費として取り扱います。

- ① 状況の変化により、平成29年度に新たに立ち上げる必要がある事業
- ② 既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業
- ③ 既存事業のうち、施設の修繕や備品購入など多額の経費がかかるもの
- ④ 放射能対策に関する事業
- ⑤ 既存事業のうち、重点的に資源投資を行うなど、引き続き推進する重要な事業

※既存事業のうち政策的経費に位置づける事業一覧は、別紙「平成29年度当初予算編成関係書類作成要領」参照。

## 2 歳入

予算編成方針のとおり、職員一人ひとりがコスト意識を強く持ち、我孫子市が置かれている厳しい財政状況を正しく認識してください。そして、職員が一丸となって次のような見直しを含めて、歳入全般にわたり財源確保に努めてください。

現行制度で見込まれる国・県支出金などについては、法令や制度等を再精査し全力を挙げて確保に努めるなど歳入全般にわたり各部・局自らが創意工夫を図ることにより積極的に財源確保に努めてください。

### (1) 市税

税制の改正、経済の動向などに十分留意するとともに財源確保と負担の公平性を確保するため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上、滞納整理の促進に努め、的確な年間収入見込額の計上を行ってください。

### (2) 国・県支出金

国の動向が流動的な中においても、各種法令や制度改正の情報を的確に把握し、過大、過小見積りのないよう収入見込額の計上を図ってください。

また、事業費の要求にあたっては、後年度の一般財源負担にも留意するとともに、法令や制度などを精査し、事業手法の見直しの工夫などにより、これまで以上に国・県支出金の確保に努めてください。

なお、国・県支出金の廃止・縮小があった場合は、他の財源確保あるいは事業の工期や実施時期などの見直しを検討してください。

### (3) 使用料・手数料、分担金・負担金、諸収入など

住民負担の公平性確保の観点から策定した「受益者負担のあり方に関する基本方針（平成21年5月）」に基づき、行政サービスごとの原価計算と負担割合の妥当性や利用状況を検証し、使用料・手数料や実費の徴収などの適正化に努め要求してください。

なお、水道料金・下水道使用料以外の使用料・手数料は、消費

税率の引き上げが2回に分けて段階的に行われることから、原則として消費税相当分の引き上げを行わず、これらの行政サービスに伴う市の消費税負担分は使用料等の根拠となっている原価変動の中に含めて対応していくこととします。

また、法令に基づかない負担金や各種事業における参加費などの実費徴収においても、受益者負担の原則にたち適正な負担額を計上してください。

#### (4) 地方債

地方債については、引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標に、地方債残高の抑制に努めていきます。近年、臨時財政対策債の発行額が地方債総額の2分の1を超えていることから、目標の達成が難しくなっています。そのため、通常債の発行に際しては、臨時財政対策債分を控除した公債費との比較も考慮することとし、また、平成29年度に予定されている地方債充当事業については、その必要性・事業内容について十分に検証し、通常債の発行を必要最小限度としていきます。

さらに、事業費の要求にあたっては、地方債の発行が可能かどうか必ず検証を行うとともに、企画課・財政課と調整の上、適債性の判断、起債対象経費及び充当率の適正な算出、将来負担の推計を行い、同時に国の補正等の動向について留意し、適正な計上を図ってください。

#### (5) その他

公共施設や印刷媒体への広告掲載、不要となった備品の売却など、歳入全般について積極的な検討を行い財源確保に努めてください。

### 3 歳 出

予算編成方針のとおり、歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、前例にとらわれず、既存事業について優先順位の厳しい選択を行いゼロベースで見直しを図ることに加え、市が実施する必要性を改めて精査するとともに、緊急性や費用対効果の低い事業については、廃止・縮小・再構築を徹底的に進めたうえで予算要求してください。

また、公共施設の設備更新や車両等の経費については、費用対効果を含めた様々な視点でリース方式との比較検討をしたうえで、予算要求してください。

さらに、各事業の内容を的確に把握するとともに、予算要求時においてその積算根拠を明確にし、事業内容を明示できる資料を提出してください。なお、歳出の要求は、「1 当初予算区分」に基づいて行うとともに、経費区分ごとの考え方は、次のとおりとします。

#### (1) 経常的経費

公債費等の固定的経費を除いて、経常的経費全般にわたり削減に努めることとします。

平成29年度は、扶助費や繰出金などの社会保障関連経費の増加に加え、水害対策や新たな焼却施設の整備に伴う旧焼却灰資源化施設解体工事、公共施設の老朽化対策など、多大な経費を要する政策的経費が見込まれますが、予算編成方針に示したとおり経常的経費の収支見通しでは、約1億6千万円の財源不足となっています。

そのため、全所管事業について、事業の果たす役割が終了していないか、より効率的・効果的な手法になっているかなどを行政評価の結果などで十分に検証した上で、予算要求してください。

また、原則として一般財源ベースで前年度以下を目標に徹底した既存事業の見直しを図ってください。なお、既存事業を見直す際は、前年度の実績や既成概念にとらわれることなく、コスト意識と柔軟な発想をもって取り組んでください。

ただし、経常的経費の中でも、100%特定財源で賄われている事業など削減できない経費については、予算要求額に十分注意してください。

以上の取り組みにより、経常的経費充当財源のみならず、政策的経費充当財源の確実な確保を図ります。

#### ① 経常的経費のうち、人件費

人件費については、定員管理適正化計画に基づき少数精鋭による組織づくりを行うなど、適正な人員配置を行ったうえで、引き続き削減に努めます。

従って、各所管課においては、人件費の削減につながるような、事業そのものの見直しを行うとともに、総務課と再任用職員及び嘱託・臨時職員を含めて、事務量に応じた適切な人員配置について十分な調整を行い、安易な人員要望はせずに、事業の廃止・効率化により人員の削減に努めてください。

なお、2号嘱託職員（総務課採用）の新規採用は今後予定していませんので、人員要望の際は注意してください。

#### ② 経常的経費のうち、扶助費

法定扶助費以外については、内容の見直しを検討し、可能な限り削減に努めてください。

#### ③ 経常的経費のうち、物件費

物件費のうち、消耗品費、食糧費、印刷製本費、医薬材料費、原材料費、備品購入費については、特別な事情を除き、前年度以下で要求してください。

#### ④ 経常的経費のうち、負担金・補助金

負担金・補助金については、事業の必要性や効果を十分検証し、情性に流されず適正な執行・管理の強化を図ります。

負担金については、事業の中で市の占める負担割合が、適切であるかどうか確認し削減を図るとともに、時代に合わない事業は、廃止や事業の抜本的改善を共同事業者に提案するなど、努めてください。

補助金については、補助金等検討委員会での提言を踏まえ、計上してください。（新規の補助事業については、同委員会での審査を受けることを前提とします。）

## (2) 政策的経費

例年、各部・局から出される政策的事業の要求額の総計は、歳入見込額をはるかに超えている状況であるため、必ず各部局の責任で事業の取捨選択を行ったうえで、事業の優先度や緊急性、財源確保の可能性などを総合的に精査し、予算要求してください。

政策的経費については、「1 当初予算区分」で示したとおりとしますが、財政状況を踏まえ、事業の必要性、市が実施する必要性、経費節減や財源確保の工夫など改めて精査のうえ、査定を行います。

なお、建物や設備の改修など公共施設等に係る予算については、我孫子市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図っていきます。

### ① 施設修繕料・工事請負費

政策的経費で計上する施設の修繕、建築工事については、要求前に工事設計の必要性、設計を含めたスケジュール、概算工事費などを施設管理課と協議してください。設計が必要とされた建築工事の予算は、設計金額を根拠とします。

※ 政策的経費から経常的経費に移行する事業一覧は、「平成29年度当初予算編成関係書類作成要領」を参照。

## (3) その他

公共施設・設備等の更新にあっては財政負担を出来るだけ軽減するため、経常的経費・政策的経費に関わらず、リース契約と更新工事を様々な方向から比較検討し、その施設の設備等更新に最も適した手法を選択して予算要求してください。

### ① リース契約を検討する対象

- ① 空調設備
- ② 火災報知設備
- ③ コジェネ設備
- ④ 照明（高天井）器具
- ⑤ 監視システム
- ⑥ 入退出システム
- ⑦ LED照明
- ⑧ 厨房機器
- ⑨ ボイラー等給湯器
- ⑩ 自動車
- ⑪ AED
- ⑫ PC
- ⑬ その他リース対象となるもの

## ② 手続きの方法

- 設備更新実施予定のものについては、従来の手法による検討資料に加え、リース契約の見積依頼を行ってください。
- 見積を依頼する際は、必ず仕様書を作成してください。
- 仕様書に記載する項目については、あらかじめ施設管理課と協議を行ってください。
- 見積書は原則 3 者から徴取することとします。

## ③ リース契約を検討するにあたっての注意事項

- 国・県補助金や地方債など特定財源を活用することができるか。
- リース期間は適切に設定されているか。
- リース契約の対象に、保守点検費用等の維持管理経費を含めた検討をしているか。
- リース期間満了後の対応はどうするのか。
- 陳腐化リスクの回避が必要なものか。(技術革新の激しい機器などが該当)